

令和5年度PRTRデータの概要について ～化学物質の排出量・移動量の集計結果～ (岩手県)

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法、いわゆるPRTR法)に基づき、化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組み(いわゆるPRTR制度)が平成13年4月から開始されており、令和3年度にはPRTR法施行令の一部改正により、届出対象物質の見直し(462物質から515物質へ)が行われました。

PRTR制度における届出対象となる515種類の化学物質について、事業者は環境への排出量や廃棄物等に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果を集計し、公表することとなっております。

今回の集計結果は、令和5年度に事業者が把握した届出対象物質見直し後、初となる排出量・移動量について、届出を取りまとめたものであり、国が集計したデータを基に本県独自の集計を行ったものです。

今回届出のあった事業所は、岩手県で490事業所(令和4年度489事業所)であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約1,076トン(令和4年度:約1,140トン)、移動量の合計約1,922トン(令和4年度:約2,021トン)でした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量(対象業種からの届出対象外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量)については、岩手県の合計で約2,922トン(令和4年度:約2,612トン)でした。

※本集計結果は、令和4年度以前と対象物質が異なることに御注意ください。

PRTR制度について詳しくは、環境省のホームページを御確認ください。

:(環境省PRTRインフォメーション広場) <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

岩手県のデータにつきましては、以下のホームページでも公開しております。

:(岩手県トップページ>暮らし・環境>環境>環境保全>化学物質(PRTR、ダイオキシン、フロン、ゴルフ場農薬)>PRTR)

1 排出量・移動量の届出状況（別紙2, 3）

令和6年度（届出期間：令和6年4月1日から令和6年6月30日まで）には、令和5年度に事業者が把握した排出量・移動量について、岩手県には490事業所から届出がありました。

業種別及び市町村別の届出状況は、以下のとおりです。

業種別の届出状況

（単位：事業所）

業 種	届出数	業 種	届出数
金属鉱業	1	輸送用機械器具製造業	17
製造業	148	船舶製造・修理業、船用機関製造業	2
食料品製造業	6	精密機械器具製造業	8
飲料・たばこ・飼料製造業	1	その他の製造業	2
木材・木製品製造業	5	電気業	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	下水道業	44
化学工業	14	鉄道業	1
石油製品・石炭製品製造業	14	倉庫業	2
プラスチック製品製造業	9	石油卸売業	12
ゴム製品製造業	2	燃料小売業	233
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	洗濯業	2
窯業・土石製品製造業	6	計量証明業	1
鉄鋼業	4	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	31
非鉄金属製造業	3	産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	8
金属製品製造業	24	高等教育機関	2
一般機械器具製造業	9	自然科学研究所	4
電気機械器具製造業	17		
		合 計	490

市町村別の届出件数

（単位：事業所）

市町村	届出数	市町村	届出数	市町村	届出数
盛岡市	79	八幡平市	16	住田町	3
宮古市	17	奥州市	51	大槌町	4
大船渡市	11	滝沢市	18	山田町	2
花巻市	43	雫石町	6	岩泉町	2
北上市	68	葛巻町	4	田野畑村	1
久慈市	9	岩手町	3	普代村	0
遠野市	10	紫波町	9	軽米町	2
一関市	62	矢巾町	16	野田村	1
陸前高田市	4	西和賀町	8	九戸村	2
釜石市	15	金ヶ崎町	10	洋野町	2
二戸市	6	平泉町	3	一戸町	3
		合 計			490

※注 届出の対象となる事業者は、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の化学物質（515 物質）を取り扱っている事業者のうち、従業員数が21人以上の製造業など政令で定める24の業種で年間取扱量1トン以上の事業所等一定の要件に該当する事業者です。

2 集計結果の概要※

(1) 届出排出量・移動量

ア 全国データと岩手県データの比較（別紙1）

全国の事業所から届出のあった総排出量・移動量は約 402 千トンであり、内訳は総排出量約 137 千トン、総移動量約 265 千トンとなっています（以下「約」は省略）。

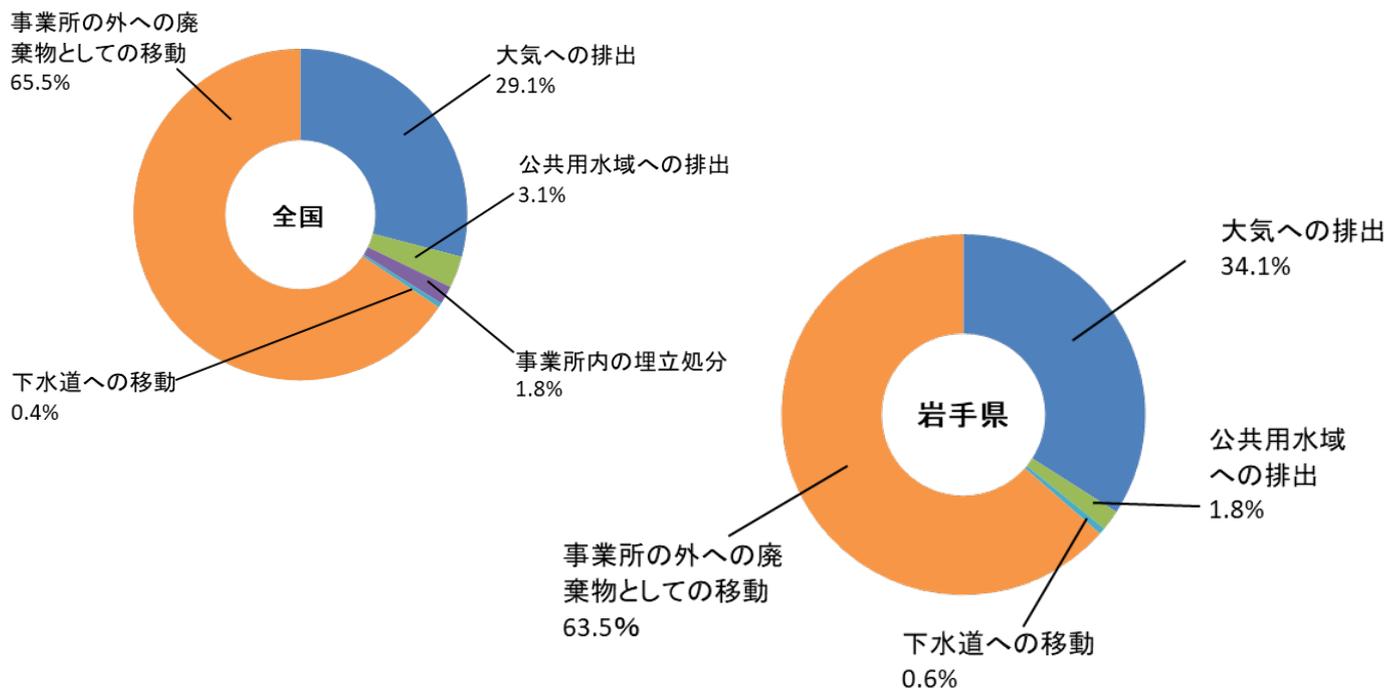
うち、岩手県内の事業所から届出のあった総排出量・移動量は 2,998 トンで、全国の排出量・移動量の総量の 0.7% にあたります。また、内訳は総排出量が 1,076 トン、総移動量が 1,922 トンでした。

届出排出量・移動量

（単位：トン／年）

排出・移動先	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
大気への排出	117,169	29.1	1,022	34.1
公共用水域への排出	12,431	3.1	54	1.8
事業所内の土壌への排出	26	0.0	0	0.0
事業所内の埋立処分	7,250	1.8	0	0.0
排出量合計	136,877	34.0	1,076	35.9
下水道への移動	1,803	0.4	18	0.6
事業所の外への廃棄物としての移動	263,926	65.5	1,904	63.5
移動量合計	265,789	66.0	1,922	64.1
排出量・移動量合計	402,666	100	2,998	100

総排出量・移動量の構成（全国・岩手県）



※ 数値は四捨五入してまとめているため、本文中の数値とグラフの数値等が異なる場合があります。詳細な数値は、別紙を御参照ください(以下同じ)。

イ 物質別排出量・移動量（別紙1）

届出排出量・移動量の多い上位 10 物質の合計は 2,111 トンで、総届出排出量・移動量 2,998 トンの 71%にあたります。また、上位 3 物質の合計は 1,038 トンで、総届出排出量・移動量の 34%にあたります。

上位 5 物質は、
塗料等溶剤として幅広く用いられる

① トルエン [422 トン]

現像液、洗浄剤などに用いられる

② テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド [309 トン]

金属洗浄、合成溶媒幅広く用いられる

③ 塩化メチレン* [307 トン]

ノズル、配管等に用いられる

④ 炭化けい素 [213 トン]

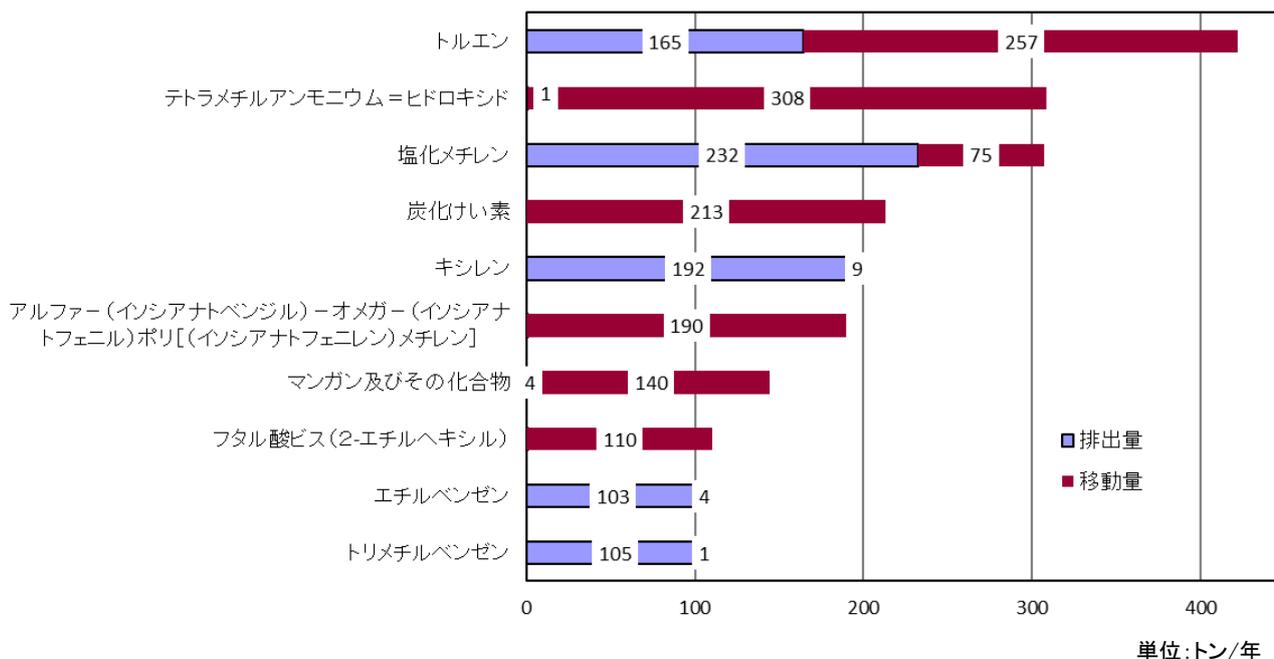
塗料等溶剤として幅広く用いられる

⑤ キシレン [201 トン]

の順となっています。

※ 塩化メチレンとはジクロロメタンの別名で、産業界でよく使われている言葉です（以下省略）。

届出排出量・移動量合計上位 10 物質とその量



ウ 物質別排出量（別紙1）

届出排出量の多い上位 10 物質の合計は 995 トンで、総届出排出量 1,076 トンの 92%にあたります。

上位 5 物質は、
金属洗浄、合成用溶媒などに用いられる

① 塩化メチレン [232 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② キシレン [192 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

③ トルエン [165 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

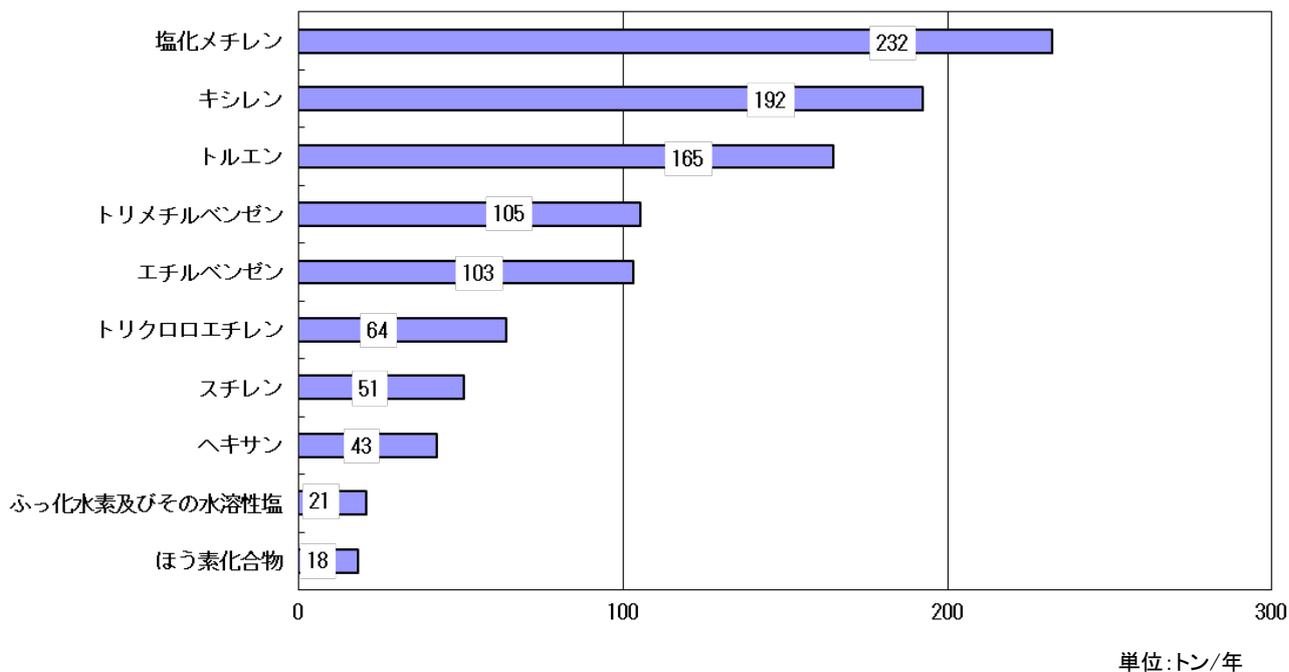
④ トリメチルベンゼン [105 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

⑤ エチルベンゼン [103 トン]

の順となっています。

届出排出量上位 10 物質とその量



エ 業種別排出量・移動量（別紙2）

岩手県では、届出対象 46 業種（製造業 23 業種、非製造業 23 業種）中、32 業種（製造業 18 業種、非製造業 14 業種）から届出がありました。

製造業からの排出量・移動量の合計は 2,879 トンで、全業種からの総排出量・移動量 2,998 トンの 96%にあたります。

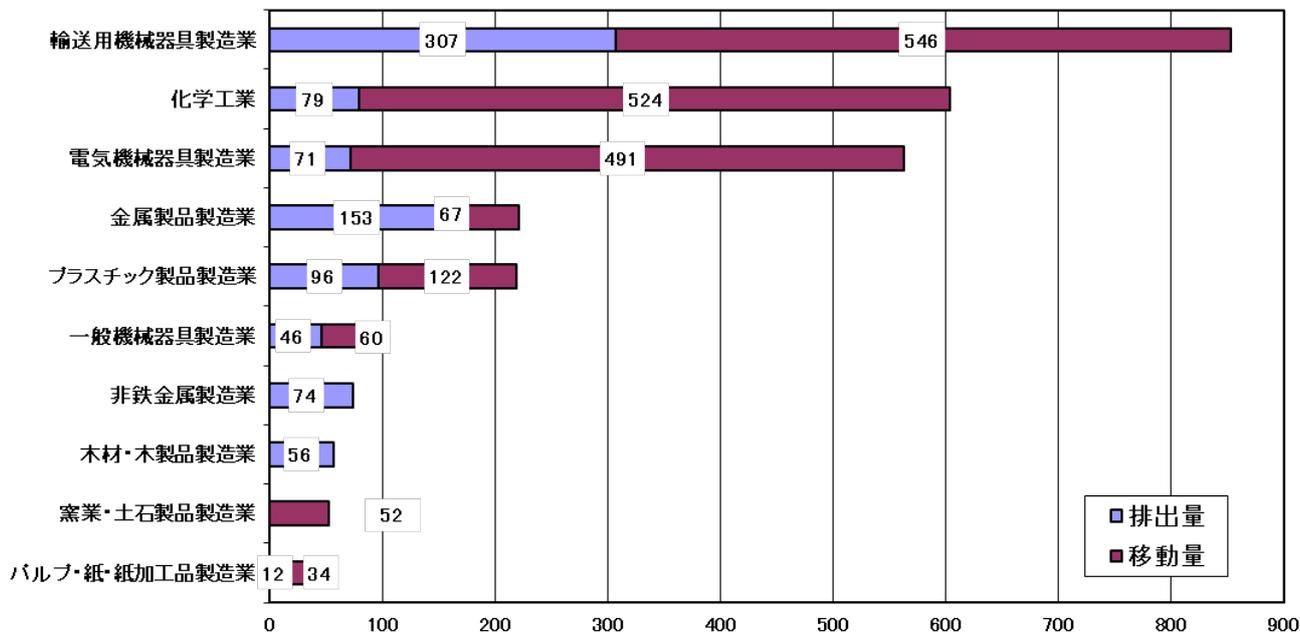
また、排出量・移動量の多い上位 10 業種の合計は 2,791 トンで全業種からの排出量・移動量の合計の 93%にあたります。

上位 10 業種は

①	輸送用機械器具製造業	[853 トン]
②	化学工業	[603 トン]
③	電気機械器具製造業	[562 トン]
④	金属製品製造業	[220 トン]
⑤	プラスチック製品製造業	[218 トン]
⑥	一般機械器具製造業	[106 トン]
⑦	非鉄金属製造業	[74 トン]
⑧	木材・木製品製造業	[56 トン]
⑨	窯業・土石製品製造業	[52 トン]
⑩	パルプ・紙・紙加工品製造業	[46 トン]

の順になっています。

届出排出量・移動量上位 10 業種とその量



単位:トン/年

オ 業種別排出量（別紙 2）

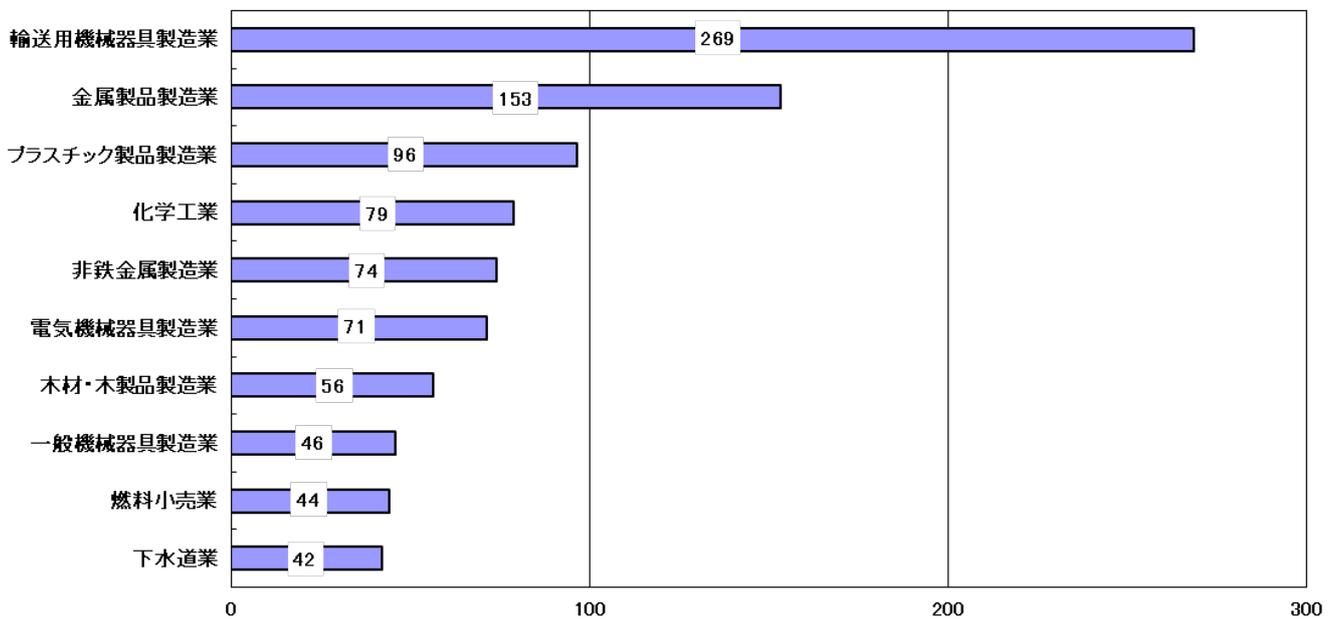
排出量の多い上位 10 業種の合計は 931 トンで、全業種からの排出量の合計 1,076 トンの 87%にあたります。

上位 10 業種は

①	輸送用機械器具製造業	[269 トン]
②	金属製品製造業	[153 トン]
③	プラスチック製品製造業	[96 トン]
④	化学工業	[79 トン]
⑤	非鉄金属製造業	[74 トン]
⑥	電気機械器具製造業	[71 トン]
⑦	木材・木製品製造業	[56 トン]
⑧	一般機械器具製造業	[46 トン]
⑨	燃料小売業	[44 トン]
⑩	下水道業	[42 トン]

の順になっています。

届出排出量上位 10 業種とその量



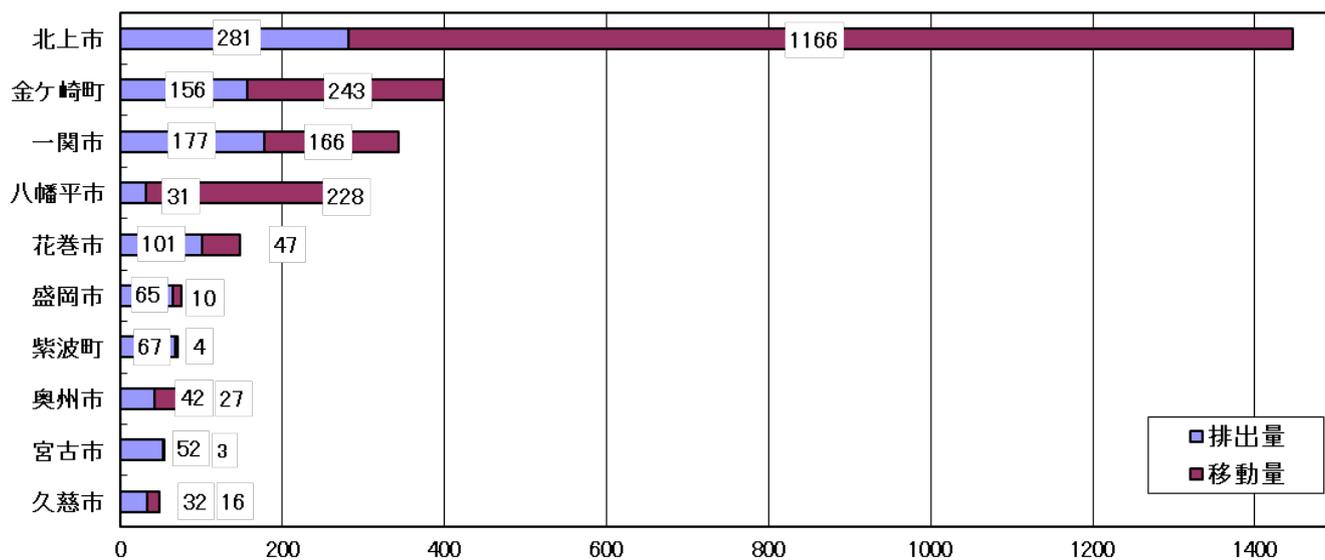
単位:トン/年

カ 市町村別排出量・移動量（別紙3, 6）

届出排出量・移動量の上位10市町村は、次のとおりとなっています。

- ① 北上市 [1447 トン]
- ② 金ヶ崎町 [399 トン]
- ③ 一関市 [343 トン]
- ④ 八幡平市 [259 トン]
- ⑤ 花巻市 [148 トン]
- ⑥ 盛岡市 [75 トン]
- ⑦ 紫波町 [71 トン]
- ⑧ 奥州市 [69 トン]
- ⑨ 宮古市 [55 トン]
- ⑩ 久慈市 [48 トン]

届出排出量・移動量上位10市町村とその量



単位:トン/年

(2) 届出外排出量の推計値

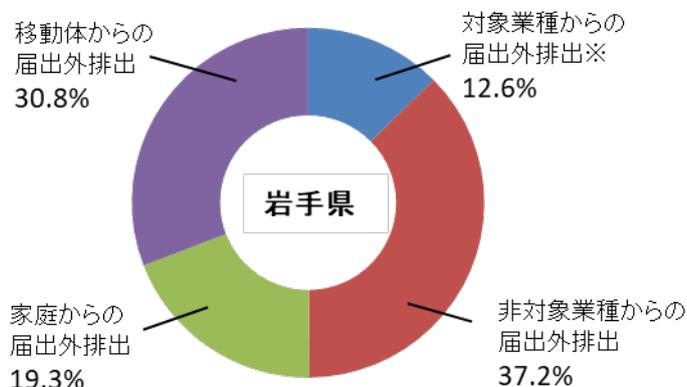
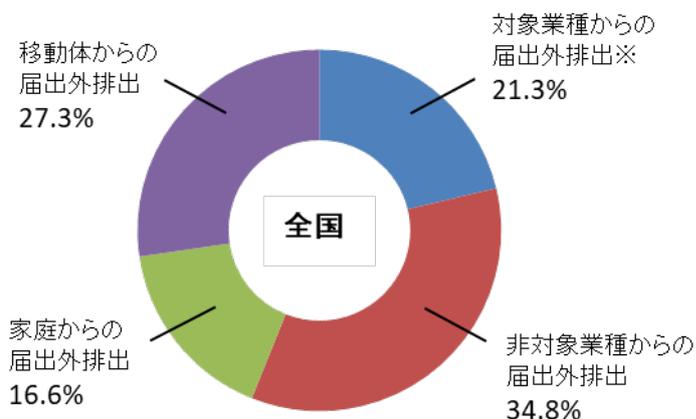
ア 全国データと岩手県データの比較（別紙4）

経済産業省及び環境省が推計を行った令和5年度の全国の届出外排出量の推計値の合計は、202千トンであり、うち岩手県分は2,922トンで、全国のデータの1.5%にあたります。その内訳は、以下のとおりです。

排出源	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
対象業種からの届出外排出※	43,003	21.3	369	12.6
非対象業種からの届出外排出	70,426	34.8	1,088	37.2
家庭からの届出外排出	33,661	16.6	564	19.3
移動体からの届出外排出	55,259	27.3	901	30.8
合計	202,349	100	2,922	100

※ 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出であるが、従業員数、取扱量等の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

届出外排出量の構成（全国・岩手県）



イ 物質別排出量（別紙4）

届出対象外排出量の多い上位 10 物質の合計は 2,087 トンで、総届出外排出量 2,922 トンの 72%にあたります。

上位 5 物質は、

塗料等溶剤として幅広く用いられる

① キシレン [619 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② トルエン [488 トン]

洗浄剤などに用いられる

③ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [289 トン]

合成樹脂原料、溶剤などに用いられる

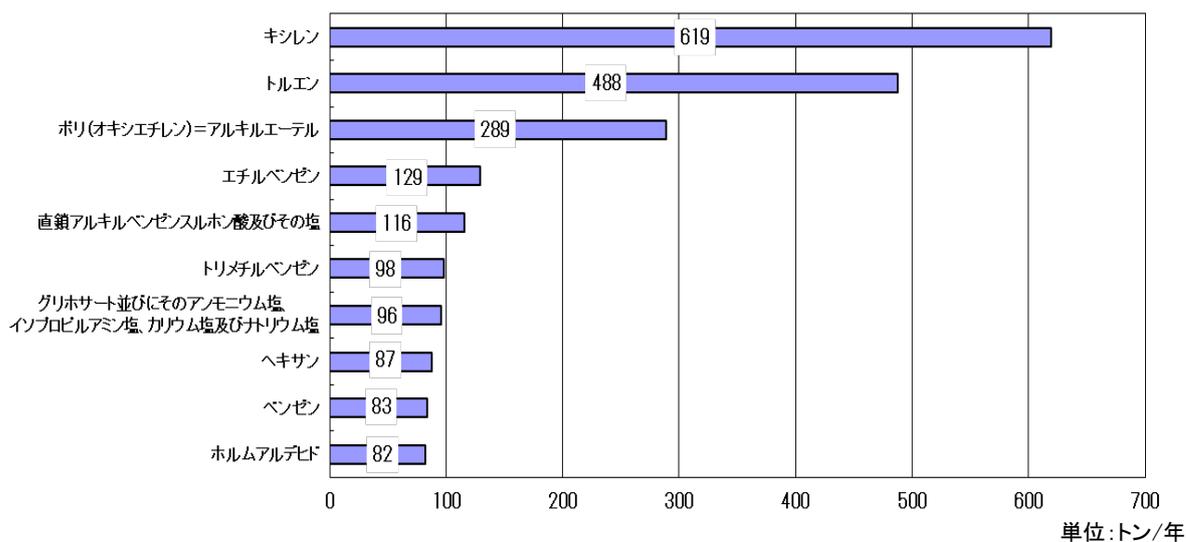
④ エチルベンゼン [129 トン]

洗浄剤などに用いられる

⑤ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [116 トン]

の順となっています。

届出外排出量上位 10 物質とその量



ウ 移動体からの排出量推計値（全国データと岩手県データの比較）（別紙5）

届出外排出量のうち全国の移動体からの排出量推計値の合計は54千トンであり、うち岩手県分は907トンで、全国のデータの1.7%にあたります。

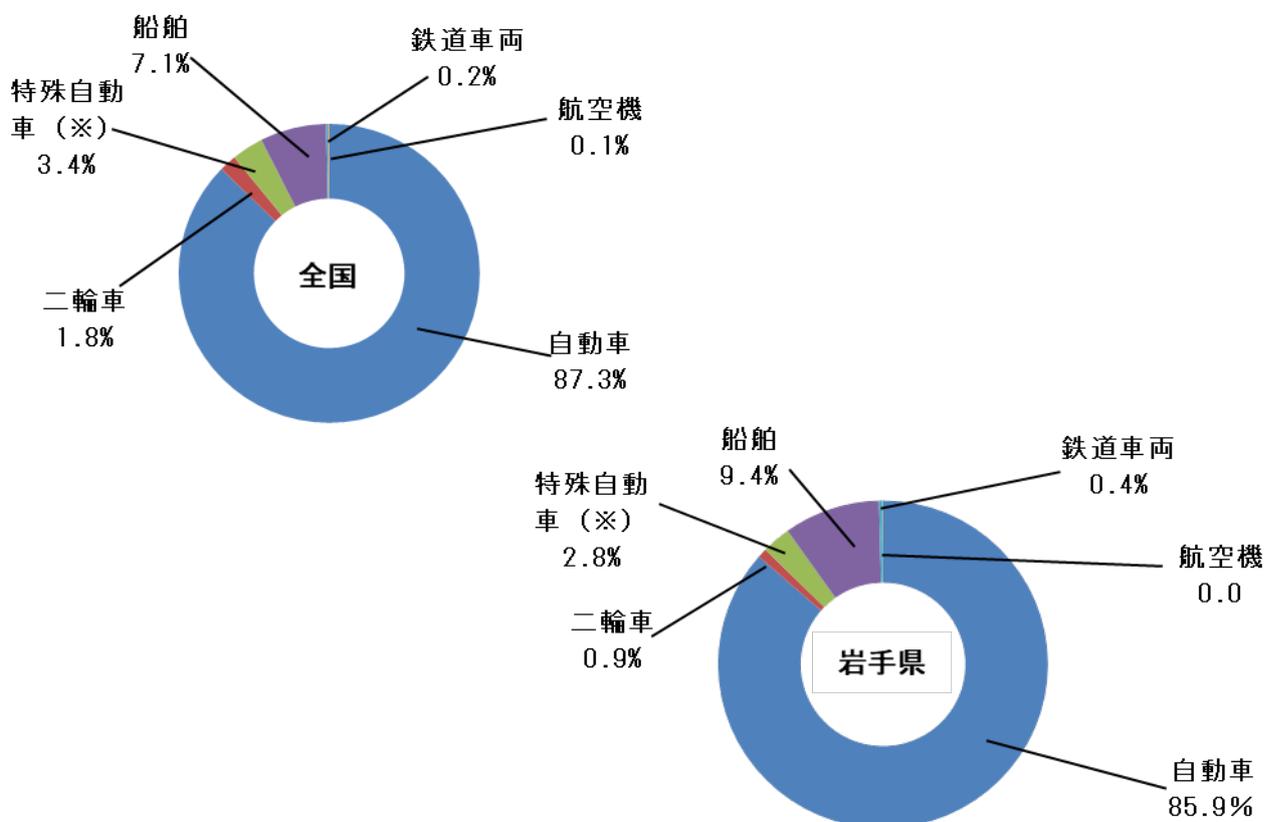
その内訳は、以下のとおりです。

移動体からの排出量(単位:トン/年)

排出源	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
自動車	47,451	87.3	779	85.9
二輪車	1,001	1.8	8.3	0.9
特殊自動車(※)	1,865	3.4	25.4	2.8
船舶	3,861	7.1	85.0	9.4
鉄道車両	128	0.2	3.4	0.4
航空機	53	0.1	0.23	0.0
合計	54,358	100.0	907	100

※産業機械、建設機械、農業機械

移動体からの排出量の構成（全国・岩手県）



(3) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の多い物質（別紙4）

届出排出量と届出外排出量の推計値を合算した岩手県の排出量の総量は3,998トンで、全国の排出量の総量339千トンの1.2%にあたります。

岩手県で排出量の多い上位5物質は、

塗料等溶剤として幅広く用いられる

① キシレン [811トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② トルエン [652トン]

洗浄剤として用いられる

③ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [289トン]

金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

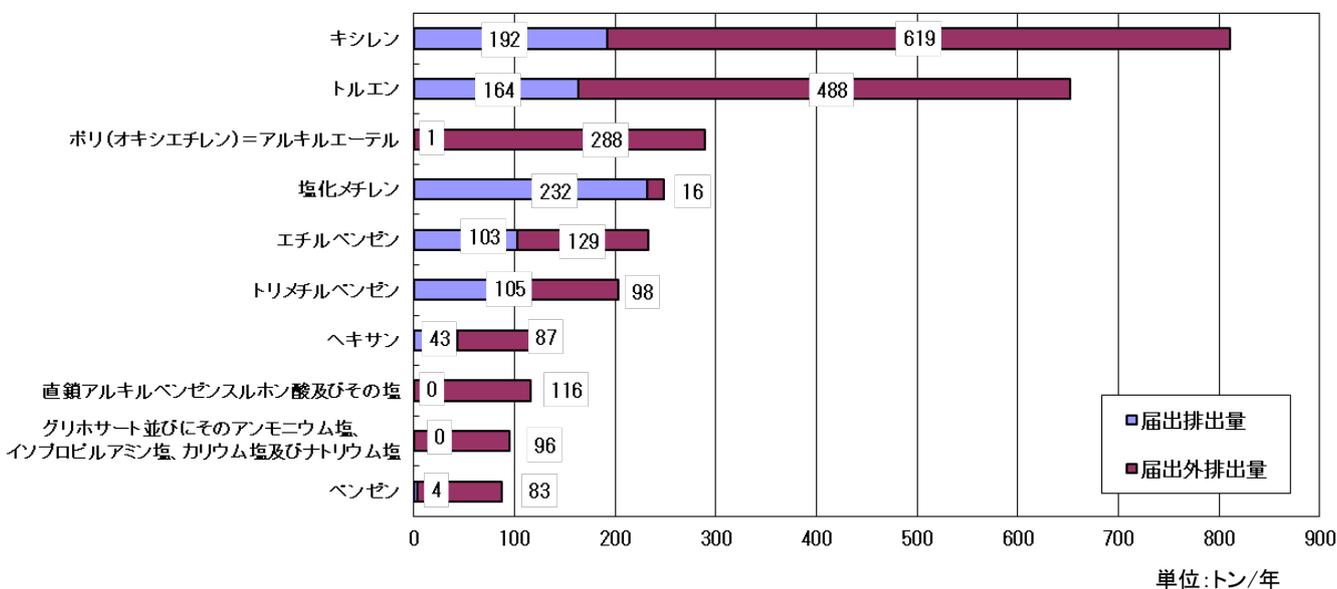
④ 塩化メチレン [248トン]

合成樹脂原料、溶剤などに用いられる

⑤ エチルベンゼン [232トン]

の順となっています。

届出排出量・届出外排出量上位10物質とその量



(4) 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果（別紙1）

人に対して発がん性のある又はおそれのある特定第一種指定化学物質の岩手県の総届出排出量・移動量は54.3トンであり、内訳は、総排出量7.0トン、総移動量47.3トンとなっています。

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量

物質番号	対象物質 物質名	届出排出量 (kg/年) ※3					届出移動量 (kg/年) ※4			届出排出・移動量合計
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
12	アセトアルデヒド (※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	石綿(※1)	0	0	0	0	0	0	600	600	600
56	エチレンオキシド(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	カドミウム及びその化合物	2	17	0	0	20	0	0	0	20
88	六価クロム化合物	0	261	0	0	261	0	1900	1900	2161
94	クロロエチレン (別名塩化ビニル) (※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
178	1, 2-ジクロロプロパン (※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
243	ダイオキシン類(※2)	435	24	0	1100	1558	0	13188	13188	14746
281	トリクロロエチレン	64000	52	0	0	64052	0	0	0	64052
299	トルイジン (※1)									
305	鉛化合物	0	117	0	0	118	0	8959	8959	9076
309	ニッケル化合物	6	409	0	0	415	1265	11542	12807	13222
332	砒素及びその無機化合物	0	74	0	0	74	0	2800	2800	2874
351	1, 3-ブタジエン(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
394	ベリリウム及びその化合物(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
397	ベンジリジン=トリクロリド(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
404	ペンタクロロフェノール (※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	ベンゼン	3600	51	0	0	3652	0	1800	1800	5452
411	ホルムアルデヒド	953	3	0	0	956	0	5195	5195	6151
合計		68996	1008	0	1100	71106	1265	45984	47249	118354
割合 (%)		58.3	0.9	0.0	0.9	60.1	1.1	38.8	39.9	100

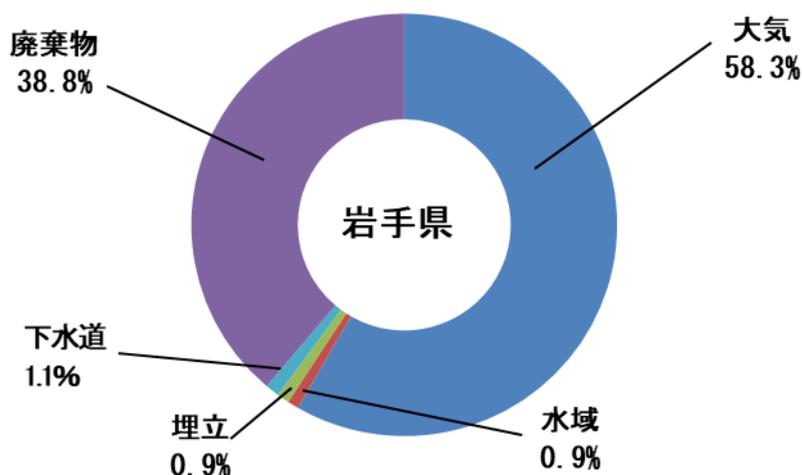
※1 届出がなかった対象物質

※2 単位：mg-TEQ/年

※3 大気：大気への排出、 水域：公共用水域への排出、 土壌：事業所内の土壌への排出、 埋立：事業所内の埋立処分

※4 下水道：下水道への移動、 廃棄物：事業所外への廃棄物としての移動

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の構成（岩手県）



3 国公表資料及び個別の事業所データの開示について

- 国の公表資料は次のホームページに掲載されています。
経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/
環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 個別事業所のP R T Rデータはホームページに掲載しています。P R T Rデータを検索・閲覧できるようにしたP R T Rデータ地図上表示システムで個別事業所を地図から探すことや、個別事業所のデータをグラフや図で見ることができます。
(<https://www.prtr.env.go.jp/prtrmap/>)
上記ホームページからデータを手に入れない場合等は、化学物質排出把握管理促進法第10条の規定に基づき、国に対して所定の手数料を納付し、開示請求の手続を行うことにより、どなたでもデータを手に入ることができます。
詳しくは、上記のホームページを御確認ください。

【開示請求の窓口】

(経済産業省)

○来訪による開示請求

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課内（経済産業省本館8階東6）
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

窓口受付時間：土日祝日を除く平日10時～17時まで（12：00～13：00を除く）

○郵送による開示請求、その他の問い合わせ

製造産業局 化学物質管理課 P R T R開示窓口あて
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL 03-3501-0080、e-mail bzl-qqhbbf@meti.go.jp

(環境省)

環境省環境保健部化学物質安全課（中央合同庁舎5号館23階 日比谷公園側）
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

窓口受付時間：土日祝日を除く平日9時30分～17時まで（12：00～13：30を除く）

TEL 03-3581-3351（内線6358）、e-mail ehs@env.go.jp

4 今後の取組

岩手県では、化学物質による環境リスク低減に向けて、地域における環境リスクの把握を行うとともに、県民、事業者及び行政による環境コミュニケーション推進のための取組を進めています。

(1) P R T R対象物質の環境リスクの把握

環境に多く排出されているP R T R対象物質について、常時監視を継続し、汚染実態の把握に努めるとともに、化学物質排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減、改善するよう助言・指導を行います。

(2) 環境コミュニケーションの推進

県内に立地している工場・事業場を有する事業者に対し、環境コミュニケーションの意義や手法、化学物質管理に関する知識等について専門家によるセミナーを開催するとともに、事業者による取組事例の紹介などを行います。